

# 福岡県公報

平成25年8月27日  
第3525号

## 目次

### 告示 (第1331号 - 第1342号)

- 生活保護法に基づく医療機関の指定 (保護・援護課) ..... 1
- 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止 (保護・援護課) ..... 1
- 生活保護法に基づく指定医療機関の指定の辞退 (保護・援護課) ..... 2
- 生活保護法に基づく指定医療機関の名称及び所在地の変更 (保護・援護課) ..... 2
- 生活保護法に基づく施術者の指定 (保護・援護課) ..... 2
- 生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止 (保護・援護課) ..... 3
- 県営土地改良事業の工事の完了 (農村森林整備課) ..... 3
- 生活保護法に基づく介護機関の指定 (保護・援護課) ..... 3
- 生活保護法に基づく指定介護機関の名称及び所在地の変更 (保護・援護課) ..... 5
- 生活保護法に基づく指定介護機関の廃止 (保護・援護課) ..... 5
- 大規模小売店舗の新設の届出 (中小企業振興課) ..... 5
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) ..... 6

### 公告

- 軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し (税務課) ..... 7

## 告示

### 福岡県告示第1331号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）

第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成25年8月27日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	所在地	指定年月日
粕生363	おがわクリニック	糟屋郡宇美町四王寺坂1丁目29番5号	H 25・7・1
福津生47	よしき皮膚科・形成外科	福津市668番地（福間駅東地区89街区画地）	H 25・8・1
宰生歯46	ハートスマイル歯科クリニック	太宰府市向佐野3丁目3番21号	H 25・7・1
筑紫地生歯7	あわたぐち歯科医院	筑紫郡那珂川町大字片縄5丁目84番地	H 25・7・1
朝倉生歯33	なるみ歯科クリニック	朝倉市一木688-4	H 25・7・1
宗遠生歯5	医療法人ひだか歯科医院	遠賀郡水巻町吉田西3丁目14番14号	H 25・7・1
福津生薬25	サクラ薬局 福間駅東店	福津市670番地	H 25・8・1
南筑後生薬2	タイヨードー薬局 三潴店	三潴郡大木町大字上八院1590-1	H 25・8・1
田川生訪13	リハビリ訪問看護ステーションくるみ	田川郡川崎町大字池尻531-1F	H 25・7・1
直生訪7	晴弘訪問看護ステーション	直方市大字中泉957番地の56	H 25・6・1
田生訪15	アクアリハビリ訪問看護ステーション	田川市新町17-4	H 25・4・1
田生訪14	暖家の丘 訪問看護ステーション 彩	田川市大字位登108-1	H 25・6・1

### 福岡県告示第1332号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促

進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成25年8月27日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
粕生329	おがわクリニック消化器内科・外科・肛門外科	糟屋郡宇美町四王寺坂1丁目29-5	H 25・6・30
柳生108	横尾医院	柳川市大和町中島496-2	H 25・6・26
宰生歯35	ハートスマイル歯科クリニック	太宰府市大字向佐野731-20	H 25・6・30
遠生歯66	ひだか歯科医院	遠賀郡水巻町吉田西3丁目14-14	H 25・6・30

**福岡県告示第1333号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から指定の辞退があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成25年8月27日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	指定の辞退年月日
小生歯13	ときつ歯科医院	小郡市大保1495-6	H 25・8・31

**福岡県告示第1334号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促

進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、同法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成25年8月27日

福岡県知事 小川 洋

1 名称の変更

指定番号	旧 名 称	新 名 称	所 在 地	変更年月日
田生124	医療法人小林医院	小林皮ふ科	田川市日の出町5-6	H 24・8・30
大野生歯26	久保歯科医院	くぼ歯科医院	大野城市平野台1丁目17番8号	H 25・4・2

2 所在地の変更

指定番号	名 称	旧所在地	新所在地	変更年月日
京生133	社会医療法人 陽明会 かつやま診療所	京都郡みやこ町勝山松田1133番地	京都郡みやこ町勝山箕田317番地	H 25・7・5
大野生歯26	くぼ歯科医院	大野城市平野台2丁目11-13	大野城市平野台1丁目17番8号	H 25・4・2
筑紫生歯56	くろかわ歯科医院	筑紫野市二日市中央2丁目6-10	筑紫野市二日市中央2丁目7-8	H 25・6・25
京生歯98	社会医療法人 陽明会 かつやま診療所（歯科）	京都郡みやこ町勝山松田1133番地	京都郡みやこ町勝山箕田317番地	H 25・7・5

**福岡県告示第1335号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を

む。)の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の2(法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

平成25年8月27日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日
大正マ15	板谷 政史(さくら訪問マッサージ)	大牟田市小浜町100-2	H25・7・1
中生マ2	馬場 健太(和鍼灸院中間院)	中間市通谷1丁目36-2 ウェルパークヒルズ内	H25・7・1
飯生マ57	花田 義博(株式会社グッドラック)	飯塚市横田821-4	H25・8・1
飯生マ58	楠本 佳男(株式会社グッドラック)	飯塚市横田821-4	H25・8・1
飯生マ59	祝 崇之(株式会社グッドラック)	飯塚市横田821-4	H25・8・1
筑紫生柔64	大江田 祐(がいどう整骨院)	筑紫野市針摺西1丁目6-1 第1森下ビル102号	H25・6・21
像生柔69	三本菅 英人(たく鍼灸整骨院)	宗像市田久724-1	H25・7・1
福津生柔25	後藤 武徳(たけ整骨院)	福津市西福岡1丁目29-27	H25・7・3
み生柔21	森 康史(整骨院和顔)	みやま市高田町北新開216-21	H25・5・13
粕生柔91	永友 雅浩(みつとも鍼灸整骨院)	糟屋郡新宮町大字三代782-11	H25・7・1

#### 福岡県告示第1336号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という。))第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、生活保

護法第55条の2(法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

平成25年8月27日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
直生マ22	石田 美香(マッサージ工房いやし)	直方市溝堀1丁目5-17	H25・7・11
飯生マ20	久恒 伸行(株式会社グッドラック)	飯塚市横田821-4	H25・5・7
田川生マ37	石田 美香(マッサージ工房あんじゅ)	田川郡糸田町4063-2	H25・7・11
像生柔53	田中 はるひ(たく鍼灸整骨院)	宗像市田久724-1	H25・7・1

#### 福岡県告示第1337号

県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第3項の規定により次のとおり公告する。

平成25年8月27日

福岡県知事 小川 洋

県営土地改良事業の名称	工事を完了した時期
農業用排水施設整備事業(安武地区)	平成24年12月26日
農業用排水施設整備事業(高田南部開地区)	平成25年2月22日
農業用排水施設整備事業(大和北部地区)	平成25年1月25日
農業用ため池整備事業(後山地区)	平成24年1月16日
農業用ため池整備事業(一丁五反地区)	平成23年7月21日

#### 福岡県告示第1338号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成25年8月27日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	所在地	指定年月日	サービス項目
筑介98	筑後市立病院	筑後市大字和泉 917 - 1	H 25・4・1	訪看・予訪看
直居121	ライフデンタルクリニック	直方市大字下境 2586 - 1	H 25・7・29	居管・予居管
糸島地居69	ゆうゆう薬局二丈店	糸島市二丈深江 1783 - 1	H 25・8・1	居管
嘉鞍生介老2	ユニット型介護老人保健施設きんもくせい	鞍手郡小竹町大字勝野 4204 - 151	H 25・7・1	短療・老保・予短療
田居189	暖家の丘訪問看護ステーション 彩（いろどり）	田川市大字位登 108 - 1	H 25・6・1	訪看・予訪看
中居75	あすなる中間訪問看護ステーション	中間市大字垣生宮ノ前 909 - 2	H 25・8・1	訪看・予訪看
大居224	デイサービスなかまの里	大牟田市諏訪町1丁目17	H 25・8・1	通介・予通介
飯居326	デイサービスセンター あいおす	飯塚市枝国 56 - 1	H 25・8・2	通介・予通介
八女居100	第二光陽の郷 デイサービス	八女市鶴池 414	H 25・8・1	通介・予通介
八女居101	第二光陽の郷 ショートステイ	八女市鶴池 414	H 25・8・1	短生・予短生
八女介福7	特別養護老人ホーム 第二光陽の郷	八女市鶴池 414	H 25・8・1	老福

中居76	あすなる中間デイサービスセンター	中間市大字垣生宮ノ前 909 - 3	H 25・8・1	通介・予通介
中居77	あすなる中間ヘルパーステーション	中間市大字垣生宮ノ前 909 - 3	H 25・8・1	訪介・予訪介
粕居141	ささぐりの杜ヘルパーステーション	糟屋郡篠栗町大字高田 614 - 3	H 25・6・1	訪介・予訪介
粕居142	ささぐりの杜デイサービスセンター	糟屋郡篠栗町大字高田 614 - 3	H 25・6・1	通介・予通介
粕居145	エフコープ介護サービス志免	糟屋郡志免町別府西3丁目13-7	H 25・8・1	訪介
粕居146	エフコープデイサービスりんご庵ユニバ通り	糟屋郡志免町別府西3丁目13-7	H 25・8・1	通介
粕支41	エフコープ介護サービス志免	糟屋郡志免町別府西3丁目13-7	H 25・8・1	居支
粕居143	駕与丁の杜ヘルパーステーション	糟屋郡粕屋町甲仲原1丁目19-19	H 25・7・1	訪介・予訪介
粕居144	駕与丁の杜デイサービスセンター	糟屋郡粕屋町甲仲原1丁目19-19	H 25・7・1	通介・予通介
宮居78	グループホーム やまぶき	宮若市沼口 976 - 1	H 25・8・1	認共・予認共
北筑後支4	みやたケアプラン	朝倉郡筑前町山隈 1608	H 25・6・1	居支
北筑後居6	デイサービスうるおいの杜	朝倉郡筑前朝園 1937	H 25・7・1	通介・予通介
京居121	ヘルパーステーションなでしこ 荻田館	京都郡荻田町大字尾倉 2990 - 1	H 25・7・1	訪介・予訪介
京居122	デイサービスセンターなでしこ 荻田館	京都郡荻田町大字尾倉 2990 - 1	H 25・7・1	通介・予通介

み居52	シルバーサポートにしだ	みやま市山川町尾野 1769 - 1	H 25・6・1	福用・福販・予福販
田川支89	アイリスケアプランセンター	田川郡川崎町大字池尻 614 - 1	H 25・7・1	居支
粕介308	医療法人育優会 さくらクリニック	糟屋郡粕屋町大字長者原 643 - 1	H 25・6・1	訪看・訪リ・通リ・居管・予訪看・予訪リ・予通リ・予居管

### 福岡県告示第1339号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成25年8月27日

福岡県知事 小川 洋

#### 1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
嘉麻居75	アップルハート稲築東ケアセンター	アップルハート嘉麻ケアセンター	嘉麻市牛隈 1932 - 1 豊明會館3号室	H 25・7・19

#### 2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
京生介老5	介護老人保健施設菖蒲	京都郡みやこ町勝山松田 1133	京都郡みやこ町勝山箕田 317	H 25・7・5
京生介老7	介護老人保健施設御所	京都郡みやこ町勝山松田 1133	京都郡みやこ町勝山箕田 317	H 25・7・5
田居166	そよかぜ福祉サービス	田川市番田町 3 - 7	田川市大字糺 335 - 4	H 25・6・1

嘉麻居75	アップルハート嘉麻ケアセンター	嘉麻市漆生 653 - 41 グリーンハウスいしい 104号	嘉麻市牛隈 1932 - 1 豊明會館3号室	H 25・7・19
朝倉支8	香月病院ケアプランサービス	朝倉市下浦 715	朝倉市下浦字地光 566 - 2	H 25・7・12

### 福岡県告示第1340号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成25年8月27日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
筑介8	筑後市立病院	筑後市大字和泉 917 - 1	H 23・3・31
飯居266	ヘルパーステーション たすけ愛の会柏の森	飯塚市柏の森 946 - 9	H 25・8・1
中居59	あすなろ中間ヘルパーステーション	中間市中尾1丁目1 - 25	H 25・7・31
筑紫居63	さくら・介護ステーション筑紫野	筑紫野市針摺西1丁目8 - 24 (ジュネスシティ 105)	H 25・7・31
宗遠居29	デイサービスセンター おひさま	遠賀郡岡垣町海老津駅前 10 - 16	H 25・3・31

### 福岡県告示第1341号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成25年8月27日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成25年8月27日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 (仮称) ドラッグコスモス瀬高店
- (2) 所在地 福岡県みやま市瀬高町文廣1623-1ほか

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住所
株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住所
株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

4 大規模小売店舗を新設する日

平成26年4月10日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,497平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
店舗北側	58

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数(台)
店舗北西側	10

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
店舗北東側	39.2

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
店舗建物内東側	4.80

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社コスモス薬品	午前10時	午後10時

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前9時30分から午後10時30分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

2箇所 敷地北東側及び南東側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時00分から午後11時00分

**福岡県告示第1342号**

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年8月27日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成25年8月6日

2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称  
特定非営利活動法人自立生活センターちくご
- (2) 代表者の氏名  
日高 恵美
- (3) 主たる事務所の所在地  
福岡県筑後市大字山ノ井4番地1

## (4) 定款に記載された目的

この法人は、共に生きる地域社会の実現を目指し、障害者及び高齢者等に対して、自立生活と社会参加の支援に関する各種事業を行い、もって公共の福祉の増進と人権の擁護の推進に寄与することを目的とする。

**公 告****公告**

福岡県税条例（昭和25年福岡県条例第36号）第47条の6第2項の規定に基づき、軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので、県たばこ税、ゴルフ場利用税及び軽油引取税に係る事務処理要領（平成24年3月23日23税第5288号福岡県総務部長通達）第4の4の規定により次のように公示する。

平成25年8月27日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 特約業者の氏名又は名称  
加地石油株式会社
- 2 主たる事務所又は事業所の所在地  
福岡県嘉麻市漆生1577番地1
- 3 特約業者の指定取消年月日  
平成25年8月1日